公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第４５号
茨城県潮来市辻1567番地12
債務者　木村　真美
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第４９号
茨城県神栖市土合本町５丁目9809番地318
債務者　篠原　智子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　智英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３３号
島根県江津市都野津町2278番地２
債務者　佐々木　實
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第６８号
福島県郡山市富田町字大十内80番地の15
債務者　菅野美穂子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　隆亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
大阪府泉大津市寿町10番13号
債務者　上平　惠子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４４号
大阪府泉佐野市湊３丁目８番６号
債務者　谷口　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４６５号
大阪府東大阪市御厨南２丁目１番37号　ロイヤルハイツ八戸ノ里　613号
債務者　田中　　亨
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　靖昌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５７号
堺市北区長曽根町3028番地１　ガーデニングタウンハウス２号
債務者　吉川　　洋
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８号
三重県桑名市馬道１丁目42番地
債務者　村岡あゆみ
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一川　敬司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
鳥取県鳥取市吉方温泉４丁目558番地３、旧住所鳥取県鳥取市丸山町121番地５
債務者　岡部　　章
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道上　昭夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７００号
埼玉県北足立郡伊奈町栄６丁目90番地６
債務者　青木　秀丈
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８１７号
さいたま市浦和区常盤３丁目18番19号　正栄ビル402号
債務者　佐藤　秀美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原崎友太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
愛知県碧南市新川町４丁目67番地　エスタシオン新川207
債務者　土方多加枝
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５７８号
大阪府枚方市北山１丁目15番１号、住民票上の住所京都市伏見区向島庚申町10番地インペリアルパレスリバーサイド110号室
債務者　鮎川　武志
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４号
京都府宮津市字大島197番地の２　島崎美喜子方、前住所京都府与謝郡与謝野町字三河内181番地７
債務者　中山　陽一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　晴樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１９０号
北海道旭川市南２条通21丁目1974番地の315　フロスティームーンＡ　103号室
債務者　小石川正吾
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部